

1 公立幼稚園

階層 区分	定義		利用者負担額（月 額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円	
第2	村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含 む）	ひとり親世帯等	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	1,800円	
第3	上記以外の世帯	村民税所得割課税 額77,101円未満	ひとり親世帯 等	2,500円
			ひとり親世帯 等以外の世帯	5,000円
		村民税所得割課税額77,101円以上	5,000円	

2 私立幼稚園

階層 区分	定義		利用者負担額（月 額）
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円
第2	村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含 む）	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	1,800円
第3	村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,600円
第4	村民税所得割課税額211,200円以下		12,300円
第5	村民税所得割課税額211,201円以上		15,400円

1 この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「ひとり親世帯等」とは、(1)から(3)までのいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者の属する世帯

(2) 次に掲げる者が属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）別紙の療育手帳制度要綱をいう。）に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象者

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等受給者

(3) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる世帯として村長が認める世帯

3 ひとり親世帯等の利用者負担額は、第2階層に該当する世帯は0円とし、村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、この表に定めるひとり親世帯等以外の世帯の利用者負担額の半額とする。

4 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲のうち、最年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額（以下「基準額」という。）とし、最年長の次に年長のもの（以下「次年長のもの」という。）が支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

5 第4の規定にかかわらず、村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く。）で、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合、次年長のものが支給認定であるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は基準額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

6 第5の規定にかかわらず、村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（ひとり親世帯

帯等に限る。) で、特定被監護者等が2人以上いる場合、次年長以降のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。